

さ情審査答申第82号
平成24年5月9日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成23年3月28日付けで貴職から受けた、県立与野高等学校の敷地のうち市所有分に関する資料（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成23年2月23日付け財財用第2661号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、平成12年8月29日付け与管第130号「寄付採納申請書」（以下「本件申請書」という。）に対する埼玉県からの回答書（以下「回答書」という。）の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

本件申請書の起案文書が開示されたが、埼玉県からの回答書が開示されていない。

県立与野高等学校の敷地に関しては、民有地のままの部分があり、旧与野市が一年以内に買収して、埼玉県に寄付することが県立へ移管する条件のはずであるが、現実問題としては50年経った今になっても完了

していない。

埼玉県に対して旧与野市から移管したいという本件申請書が提出されているにもかかわらず、その回答書をさいたま市で保有していないということであるが、この平成12年当時どうなっていたのか、そもそも本件申請書が埼玉県に提出されていたのか、その辺りを非常に疑問に思っている。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 本件については「用地管財課における県立与野高等学校敷地のうちさいたま市（与野市）所有分についての資料」との請求内容に対して、本件に関して実施機関（用地管財課）が保有する全ての文書を特定して開示したものである。
- 2 県立与野高等学校については、昭和3年に当時、与野町の時代に与野町立農業学校として設立されたものである。その後、昭和31年に埼玉県議会と与野町議会それぞれが移管について決議をしており、その際、移管される条件として、「学校用地のうち町有地以外の土地については1年以内の買収のうえ県に寄付することとし、寄付するまでの間の借地料は町の負担とする。」とした請書及び議決書を埼玉県教育委員会に提出していた。しかしながら、この1年以内を買収するというについては完全には履行できなかったため、未買収分は旧与野町（旧与野市）の時代に土地所有者との賃貸借契約に基づき、借地料は旧与野町（旧与野市）が負担するというかたちで、県が学校用地として使用してきたものである。

このような形態で20年余りが過ぎたが、昭和54年1月31日付け教育財産第904号「与野高等学校県立移管の際の約定促進方について」により県教育委員会委員長から与野市長あてに文書依頼があり、これに対して与野市長から同年12月15日付け「県立与野高等学校内の民地買上げ後の県移管計画について」において、早急に県に移管することを約束する旨の回答を行っている。その後、旧与野市は昭和58年、昭和59年、昭和61年、昭和63年及び平成4年に民地を取得して県への寄付を行い、与野高等学校への移管を進めてきたものである。

そして、平成12年にも民地（以下「当該用地」という。）を取得したことから、本件申請書により埼玉県に寄付採納申請の送付を行ったものであるが、これを埼玉県では受領した形跡がなく、当該事務手続きがなされないままとなっていた。もっとも、実施機関は、旧与野市の時代に寄付を完了しているという認識を有していたが、本件請求によって初めて当該用地

の手続きが完了していないということが判明したところである。

- 3 以上のとおりであるので、回答書は存在しないため開示することができない。
- 4 なお、今後の対応として、当該用地の現状を放置できないことから、以前締結した請書を基に、埼玉県に対して改めて当該用地の寄付申請を行う方向で埼玉県教育委員会と協議をしている。

第4 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

本件請求に対して、実施機関は、用地管財課において県立与野高等学校の敷地に関して市が所有する資料一式を本件対象行政情報として特定し開示したが、回答書が開示されていないことに対して、本件異議申立てがあったものである。

2 本件処分について

実施機関は、本件対象行政情報を特定・開示（ただし、特定の個人を示す情報については不開示）している。

一方、異議申立人は「回答書」の開示を求めて異議申立てをしている。

しかし、実施機関は、本件申請書に対する回答書を埼玉県から受領していないと説明している。実際、当該用地に関する土地登記簿を確認したところ所有者は「与野市」のままであり、当該用地が埼玉県に移管されておらず寄付採納手続きが完了していないことは明らかである。

また、異議申立人は、埼玉県に対し本件に関する開示請求を行ったとのことであるが、埼玉県の資料によると本件は土地が全部埼玉県に寄付されていないという継続の案件になっており、「(埼玉県に)寄付採納の文書を確認して下さいと言ったら、それ(寄付採納の文書)がない。」との回答であったと説明する。

上述した両者の説明及び当該用地に関する現状を踏まえれば、実施機関は回答書を保有していないと推測される。

以上により、実施機関における本件処分は妥当である。

3 当審査会は、本件処分に対する審査に当たって、次のとおり指摘事項が認められたので、付記する。

本件では、実施機関において文書不存在とする不開示決定を行っていない文書に対して異議申立てがなされている。

そして、異議申立人に本件異議申立ての経緯を確認したところ、本件対象行政情報における文書の流れを見たところ、その次に動くはずが動いていないので、なぜ止まっているのか疑問に思ったといった趣旨の主張をし

ているが、そうであれば開示請求の時点で回答書を求めて開示請求したものであるのではないと指摘せざるを得ない。

その場合、異議申立人の開示請求は本件対象行政情報が開示されたところでその目的を達成しており、本件では異議を申し立てる対象は存在せず、本件異議申立ては不適法・却下と扱う余地もあった案件であったが、当審査会としては、行政手続の効率性等を考慮し、審査したものである。

なお、開示請求の方法を定める条例第6条第1項第2号の規定によれば、開示請求書に「行政情報の名称その他の開示請求に係る行政情報を特定するに必要な事項」を記載して実施機関に提出することになるが、行政情報の特定は、開示請求にかかる本質的な内容をなすものであるから、実施機関の職員が、当該記載から請求者が求める行政情報と他の行政情報と識別できる程度に記載する必要がある。かかる趣旨に照らせば、本件のように開示請求時に請求者が認識していない行政情報は実施機関においても特定することは困難であり、かかる行政情報を当該開示手続の範囲に含めることは不可能であるといわざるを得ない。

したがって、当該開示手続の過程で、全く新たな行政情報の開示を求めるのであれば、不服申立てではなく、新たな開示請求手続によることが条例の適正な運用に照らし望ましいことを申し添える。

一方、情報開示制度の円滑・適正な運用という観点から、当審査会としては、実施機関に対し、当事者間において文書の特定に齟齬が生じないように、開示請求時点で積極的に当該請求内容に係る情報提供を行い、請求者と内容を調整した上で開示請求書に請求件名を正確に記載させることにより、窓口業務の円滑・適正化と検索体制の一層の充実を求めるものである。

- 4 以上の次第であるから、本件異議申立てについて、当審査会は上記第1の結論のとおり答申する。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

	平成23年 3月28日	諮問の受理
	同 年 4月21日	審議
	同 年 4月27日	実施機関から理由説明書を受理
	同 年 12月15日	審議
	平成24年 1月19日	異議申立人からの意見聴取及び審議
	同 年 2月16日	実施機関からの意見聴取及び審議
	同 年 4月19日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者

(五十音順)